

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成15年条例38号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する特定事業を施工しようとする事業者に対し、必要な指導を行うことにより、条例と相まって、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前計画書等の提出)

第3条 条例第9条に規定する許可（一時たい積特定事業に係る許可を除く。）を受けようとする者は、条例第11条第1項に規定する申請書を提出する前に、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業事前計画書（様式第1号）に市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成15年規則第74号。以下「規則」という。）第6条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 条例第9条に規定する許可（一時たい積特定事業に係る許可に限る。）を受けようとする者は、条例第11条第2項に規定する申請書を提出する前に、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業事前計画書（一時たい積特定事業用）（様式第2号）に規則第6条第5項各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

3 条例第14条第1項に規定する許可を受けようとする者は、同条第3項に規定する申請書を提出する前に、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更事前計画書（様式第3号）に規則第9条第3項に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

4 前3項の規定により事前計画書を提出した者（以下「事前協議者」という。）は、当該事前計画書又はその添付書類の内容に変更が生じたときは、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業事前計画変更届（様式第4号）に当該変更に係る添付書類を添えて市長に提出するものとする。

(説明会等の実施)

第4条 事前協議者は、条例第11条第1項若しくは第2項又は第14条第3項に規定する申請書を提出する前に、特定事業区域の境界線から30メートル以内の区域に存する建築物に居住し、又は勤務する者（以下「近隣住民等」という。）を集め、次に掲げる事項について説明会を実施するものとする。

(1) 施工しようとする特定事業の概要

(2) 特定事業区域の周辺の生活環境を保全するために講ずる措置の内容

(3) 特定事業の施工によって被害、損害等が発生したときの対応

2 事前協議者は、前項の説明会を実施しようとするときは、あらかじめ、当該説明会を実施する場所及び日時を近隣住民等に周知させるとともに、施工しようとする特定事業の概要について記載した書面を近隣住民等に配布するものとする。

3 事前協議者は、第1項に規定する説明会の実施に代えて、近隣住民等を個別に訪問し、施工しよ

うとする特定事業の概要について記載した書面等により、当該特定事業の内容について説明することができる。

- 4 事前協議者は、第1項に規定する説明会又は前項の規定による説明を実施しようとするときは、その日程等を記載した市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業説明会等実施計画書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 近隣住民等の範囲を示す図面
 - (2) 施工しようとする特定事業の概要について記載した書面
- 5 事前協議者は、第1項に規定する説明会又は第3項の規定による説明を実施したときは、その説明会又は説明の内容、近隣住民等からの要望等について、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業説明状況報告書（様式第6号）により、市長に報告するものとする。
- 6 事前協議者は、第1項の規定により条例第14条第3項に規定する申請書を提出する前に実施する説明会又は第3項の規定により当該説明会の実施に代えて行う説明（次項において「変更許可申請前の説明会等」という。）を実施する前に、当該変更許可申請前の説明会等を実施する必要があるかどうかについて市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更許可申請前の説明会等に関する事前相談書（様式第3号の2）により市長に相談をすることができる。
- 7 市長は、前項の相談を受けた場合において、当該相談の内容から近隣住民等の生活の安全の確保を図ることができるものとして変更許可申請前の説明会等を実施する必要がないと認めるときは、当該変更許可申請前の説明会等の実施を求めないことができる。この場合において、第1項から第5項までの規定は、適用しない。
- 8 市長は、前項の規定により変更許可申請前の説明会等の実施を求めないことの決定をしたときは、市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更許可申請前の説明会等の不実施決定通知書（様式第3号の3）により第6項の相談をした者に通知するものとする。
- 9 市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年条例第35号。以下「宅地開発条例」という。）第10条第1項若しくは第3項又は第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による説明及び同条第4項の規定による報告（以下「宅地開発条例に基づく説明等」という。）をしなければならない事前協議者が第1項に規定する申請書を提出する前に宅地開発条例に基づく説明等をしたとき（同条第7項の規定により同条第1項又は第3項の規定による説明及び同条第4項の規定による報告がされたものとみなされる場合（以下「紛争予防条例による説明及び報告をもってみなされる場合」という。）を含む。）は、第1項の近隣住民等（宅地開発条例第2条第1項第12号の近隣住民等（紛争予防条例による説明及び報告をもってみなされる場合）にあっては、市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和62年条例第35号）第2条第4号の近隣住民）に該当する者に限る。）に対する第1項から第5項までの規定による説明会又は説明の実施及び報告がされたものとみなす。この場合において、当該事前協議者は、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例施行規則（平成14年規則第6号）第9条第3項の近隣住民等説明報告書又は近隣住民等説明会開催報告書の写し（紛争予防条例による説明及び報告をもってみなされる場合）にあっては、市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和63年規則第24号）第8条の説明結果報告書又は説明会報告書の写し）を

市長に提出するものとする。

(関係機関との協議)

第5条 事前協議者は、条例第11条第1項若しくは第2項又は第14条第3項に規定する申請書を提出する前に、市長が指定する関係機関との間で、施工しようとする特定事業について協議を行い、その結果を市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業協議結果報告書(様式第7号)により報告するものとする。

(その他の指導等)

第6条 前各条に定めるもののほか、市長は、事前協議者が施工しようとする特定事業について、当該事前協議者に対し、報告を求め、又は必要な指導をすることができる。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第6項の規定は、平成28年1月1日以後に同項の規定による相談を行う事前協議者について準用する。

3 改正後の第4条第7項の規定は、平成28年1月1日以後に同項に規定する宅地開発条例に基づく説明等を行う事前協議者について適用する。

4 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業事前計画書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第3条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり提出します。

特定事業場の 位置及び面積	地番 ほか 筆	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		別添図面 のとおり
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況		別添のとおり
特定事業に使用される土砂等 の量及び特定事業の期間	土砂等の量 m ³ 年 月 日～ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造		別添図面 のとおり
特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項		別紙のとおり
法定代理人の氏名及び住所		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置		別添図面 のとおり
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置		別添施工図面 のとおり

様式第2号（第3条関係）

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業事前計画書（一時たい積特定事業用）

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第3条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり提出します。

特定事業場の位置及び面積	地番 ほか 筆	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ²
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置	別添図面	のとおり
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況 (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合)	別添のとおり 別添図面	のとおり
特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量 m ³ 年間の搬出予定量 m ³	1日平均 m ³ 1日平均 m ³
特定事業の期間	年 月 日 ~	年 月 日
特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造	別添図面	のとおり
法定代理人の氏名及び住所		
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造	別添図面	のとおり
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置	別添施工図面	のとおり

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更事前計画書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第3条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

許可番号等	年 月 日付け		第 号	
	変 更 後		変 更 前	
変更しようとする事項の内容				
変更の理由				

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更許可申請前の説明会
等に関する事前相談書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第4条第6項の規定により、特定事業変更許可申請前の説明会等を実施する必要があるかどうかについて、次のとおり相談します。

許可番号等	年 月 日付け	第 号
変更しようとする事項の内容	変 更 後	変 更 前
変更の理由及び相談内容		

様式第3号の3（第4条関係）

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業変更許可申請前の説明会
等の不実施決定通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付けで相談のあった特定事業変更許可申請前の説明会等を実施する必要があるかどうかについて、特定事業変更許可申請前の説明会等の実施は必要がないと決定したので、通知します。

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業事前計画変更届

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

年 月 日付けで提出した事前計画書及びその添付書類の内容を変更したいので、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第3条第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

	変更後	変更前
変更しようとする事項の内容		
変更の理由		

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業説明会等実施計画書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第4条第4項の規定により、次のとおり提出します。

実施の方法	説明会 ・ 近隣住民等を個別に訪問	
説明の対象となる近隣 住民等	自治会名 _____（ _____ 世帯）	
	自治会名 _____（ _____ 世帯）	
	自治会名 _____（ _____ 世帯）	
	合 計 _____（ _____ 世帯）	
説 明 会	周知の方法 ・ 個別配布 ・ 自治会内の回覧	・ 郵送 ・ その他
	実施の方法	・ 自主開催 ・ 自治会へ依頼 ・ その他（ _____ ）
	日時	年 月 日 時から _____ 時まで
	場所	
個別に訪問する場合に あつては、その期間	年 月 日から _____ 年 月 日まで	

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業説明状況報告書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第4条第5項の規定により、次のとおり報告します。

実施の方法	説明会 ・ 近隣住民等を個別に訪問	
説明会	日時	年 月 日 時から 時まで
	場所	
	出席者	人（近隣住民等 人）
個別に訪問した場合 にあつては、その期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その説明会又は説明の内容		
近隣住民等からの要望等及びそれに対する回答		

市川市土砂等の埋立て等に係る特定事業協議結果報告書

年 月 日

市川市長

事前協議者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

No.	課名 日時 担当者名	協議した内容及び協議の結果
	----- ----- -----	
	----- ----- -----	
	----- ----- -----	
	----- ----- -----	
	----- ----- -----	
	----- ----- -----	